

守成クラブ帯広 慶弔規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、供花について定めたものである。

第2条 供花の種類は、次のとおりとする。

- ① 葬儀用（生花・供花紙）
- ② その他（代表が必要と定めた場合）

(適用範囲)

第3条 この規程は正会員・(正)会員・準会員（入会1年以上）本人及び配偶者、子、親、配偶者の親（以下「親族」とする）が死亡した場合とする。

第2章 供花

(弔慰金)

第4条 正会員・(正)会員・準会員（入会1年以上）及び親族が死亡したときには、次の区分により、遺族に対して供花を供えるものとする。

| 期間 | 花輪・生花 |
|------------|-------|
| 入会1年未満 | なし |
| 準会員・入会1年以上 | 有 |
| 正会員・(正)会員 | 有 |

- 2 葬儀の際には、会の名称および代表者名の供花を供し、弔電は打たないものとする。
- 3 同一の支給事由について2人以上の有資格者がいるときは、年長者または喪主に対して支給する。
- 4 花輪または生花等は12,000円ぐらいのものを、正会員のお店に複数ある場合は順番にお願いする。

第3章 その他

(供花の手配・お届け)

第5条 花輪または生花等の手配は事務局長、若しくは事務局担当者が依頼する。

- 2 葬儀場への香典は、基本的に事務局長が直接お届けする。但し、事務局長がお届けできない場合は代表、副代表、世話人がお届けする。

(訃報のお知らせ)

第6条 正会員・(正)会員・準会員及びその親族が死亡したときは、事務局担当者が訃報のお知らせを速やかに会員へメール等でお知らせする。

付則

この規程は、2021年9月1日の世話人会から施行する。